

調達管理番号：20a00809

国名：ベトナム国

担当部署：ベトナム事務所

案件名：ベトナム国北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年1月上旬から2021年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.43M/M、合計 0.93M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 13日 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月2日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参  
いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知：2020年12月22日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の  
上、契約交渉順位を決定します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

|          |                |
|----------|----------------|
| 類似業務     | 農業分野にかかる各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | ベトナム／全途上国      |
| 語学の種類    | 英語             |

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人、関連法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

JICAは2010年7月から2013年12月までの3年6ヵ月間、安全作物生産に関する意識と生産技術の向上を目的とした技術協力プロジェクト「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、ハナム省、フンエン省、クワニン省の3省にパイロットサイトを設置し、「安全な野菜栽培」にかかる技術指導を行うとともに、現地農協および農家の栽培技術力、経済力等を考慮して、認定料を払えない個別農家にも適用可能な安全野菜栽培技術規範となる「Basic GAP」を提唱した。このBasic GAPは、ベトナム農業農村開発省（MARD）が策定した農産品の安全性を確保する技術基準「Viet GAP」の65項目のチェック項目の中から、栽培技術に直接関係する主要な26項目のみを抽出し、記帳による自己申告制を導入したものである。また土壌や水質の検査費用、農産物の洗い場、ごみ容器の設置など、最低限の初期投資のみを必要とする制度とし、農業従事者への強制力を持たせない技術規範とした。さらに、この3省の取組みや成果を普及・拡大させるため、ハイフォン市、ホアビン省、タイビン省の1市2省にも普及指導を行った。2014年7月にMARDは「Basic GAP」を技術規範として正式に承認した。今般、MARDは「Basic GAP」の更なる普及・拡大により、安全作物の栽培・普及を目指すため、同プロジェクトの次期フェーズに位置付けられる技術協力プロジェクト「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」を我が国に要請した。現在、JICAはチーフアドバイザー1名と業務調整員1名、業務実施契約コンサルタントを派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2021年7月のプロジェクト終了を控え、20か所のターゲットグループを含むプロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021年1月上旬～1月中旬）

①既存の文献、報告書等（専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロ

プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、JICA ベトナム事務所とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、送付する。
- ④対処方針会議等に参加し、担当業務に係る説明を行う。

## （2）現地業務期間（2021 年 1 月中旬～1 月下旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④20 か所のターゲットグループの現地視察の実施、収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥評価報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧合同調整委員会等で担当分野に係る調査結果等の報告を行う。
- ⑨現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

## （3）帰国後整理期間（2021 年 2 月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席し、担当業務に係る説明を行う。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当業務のドラフトを作成し、全体の取り纏めに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （1）業務完了報告書

2021 年 2 月 19 日までに提出

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 担当業務に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- ③ 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、

以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本-ハノイ（ベトナム）を標準とします。ベトナム国内の移動にかかる航空賃が必要な場合はJICAから別途手配します。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2021年1月17日～2021年1月29日を予定しています。

本業務従事者は、JICAベトナム事務所の調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

新型コロナウイルスの流行の状況を踏まえ、契約交渉時においても渡航再開の目途が立たない場合は、一部現地人材を活用するなどの代替調査方法を検討し、本業務従事者は遠隔から調査に従事することとします。契約履行期間中に現地渡航が可能になった場合には、現地業務の実施を検討します。

プロポーザルには本業務実施者の現地渡航が不可となった場合を想定し、現地人材活用を含めた調査実施計画の提案を求めます。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 業務主任者（JICAベトナム事務所）

イ) 協力企画（JICAベトナム事務所）

ウ) 評価分析（コンサルタント）

また、終了時評価実施時に派遣中の業務実施契約コンサルタント及び長期専門家は、以下のとおりです。

ア) 業務主任者/フードバリューチェーン

イ) 長期専門家（チーフアドバイザー）

ウ) 長期専門家（業務調整/研修計画/民間連携）

#### ③ 便宜供与内容

JICAベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：英語⇄ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員

到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ベトナム事務所 ([vt\\_oso\\_rep@jica.go.jp](mailto:vt_oso_rep@jica.go.jp)) が電子データで提供します。

・ PDM及びPO（最新版）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ 「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」ニュースレター (<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/041/newsletter/index.html>)

・ 「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」事前評価表 ([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1400627\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400627_1_s.pdf))

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口また

は JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上